

出雲市福祉施設等物価高騰対策給付金について

1 事業の趣旨

電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響により費用負担が増大している一方で、収入は公定価格で決められている等の理由により高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、福祉施設等を運営する事業者に対し予算の範囲内で給付金を支給することを目的とする。

2 支給対象者

給付金の支給対象は、令和4年12月1日現在で、所在地が出雲市内にある福祉施設等を運営する事業者であって、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 支給申請時点で事業を実施しておらず、又は事業を休止し、若しくは廃止している場合
- (2) 国又は地方公共団体が運営している場合

3 給付金の額（別表参照）

介護保険法に規定する施設に対して支給する額は、次のとおりとする。ただし、保険医療機関でみなし指定を受ける事業所及び福祉用具の貸与・販売を行う事業所は除く。

- 施設・居住系サービス事業所 20万円
- 通所・訪問系等サービス事業所 10万円

4 申請期間 令和5年1月5日（木）～令和5年3月10日（金）

5 介護保険法に規定する施設数（保険医療機関でみなし指定を受ける事業所を除く）

	事業所数	施設等種別
施設・居住系サービス	76 事業所	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入所者生活介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所
通所・訪問系等サービス	297 事業所	短期入所生活（療養）介護事業所 （看護）小規模多機能型居宅介護事業所 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所

6 予算措置

予算額 46,600 千円

【財源】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 38,900 千円

支給予定額 44,900 千円

施設等種別		給付金の額
介護保険法に基づく施設等	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入所者生活介護事業所 地域密着型特定入居者生活介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 介護医療院	200,000 円
	短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所（※） （※） 保険医療機関でみなし指定を受ける事業所を除く。	100,000 円
	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所（※） 訪問リハビリテーション事業所（※） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 居宅介護支援事業所 （※） 保険医療機関でみなし指定を受ける事業所を除く。	100,000 円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等	障害者支援施設 共同生活援助事業所（※） （※） 給付単位は1施設ごととする。	200,000 円
	居宅介護事業所（※1） 重度訪問介護事業所 行動援護事業所 同行援護事業所 自立生活援助事業所 生活介護事業所 自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所 就労定着支援事業所 短期入所事業所 計画相談支援事業所（※2） 地域生活支援事業所（出雲市地域生活支援事業実施要綱(平成18年出雲市告示第220号)に基づく、意思疎通支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業及び訪問入浴事業を実施している事業所）（※3） （※1） 介護保険法に基づく訪問介護事業所と同一建物の事業所を除く。 （※2） 介護保険法に基づく居宅介護支援事業所と同一建物の事業所を除く。 （※3） 介護保険法に基づく訪問入浴介護事業所と同一建物の事業所を除く。	100,000 円

<p>児童福祉法及び 就学前の子ども に関する教育、 保育等の総合的 な提供の推進に 関する法律に基 づく施設等</p>	<p>児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所（※） 認可保育所 認定こども園 小規模保育事業施設 認定保育所（児童福祉法第 59 条の 2 の規定に基づく届出を行 っている認可外保育所のうち市長が認めたもの） （※） 介護保険法に基づく居宅介護支援事業所または障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく計画相談支援事業所と同一建物の事業所を除く。</p>	<p>100,000 円</p>
--	---	------------------

7 県の支援策の概要（参考）

区分	医療機関等	介護施設
県助成	○病院・有床診療所： 20万円/施設 ・1病床あたり4万円加算 ・救急機能加算 ○無床診療所・歯科診療所： 20万円/施設 ○薬局：10万円/施設	○入所系：20～120万円/施設 共同生活介護：20万円 定員30人未満：40万円 定員50人未満：60万円 定員100人未満：90万円 定員100人以上：120万円 ○通所・訪問系：10万円/施設 ○居宅介護支援事業所： 10万円/事業所

※「障がい福祉サービス施設」も「介護施設」と同様に助成